

第5章 消火活動上必要な施設

第1節 排煙設備

第1 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章 「非常電源の基準」による。

第2 建築基準法の技術上の基準に適合する排煙設備

令第28条第1項の規定により排煙設備の設置を要する部分について、建築基準法の規定に適合する排煙設備（規則第30条第10号に規定する防火対象物に設けるものにあつては同規定に適合しているほか、原則として、規則第30条第3号ホ、第5号及び第11号に規定する措置を講じたものに限る）を設置した場合は、当該排煙設備は、令第28条第2項の規定に適合するものとみなして取り扱うものとする。

第3 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取扱い

安全センターの評価を受けた不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備は、規則第29条第2号に掲げる消火設備とみなして取り扱うものとする。

第4 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

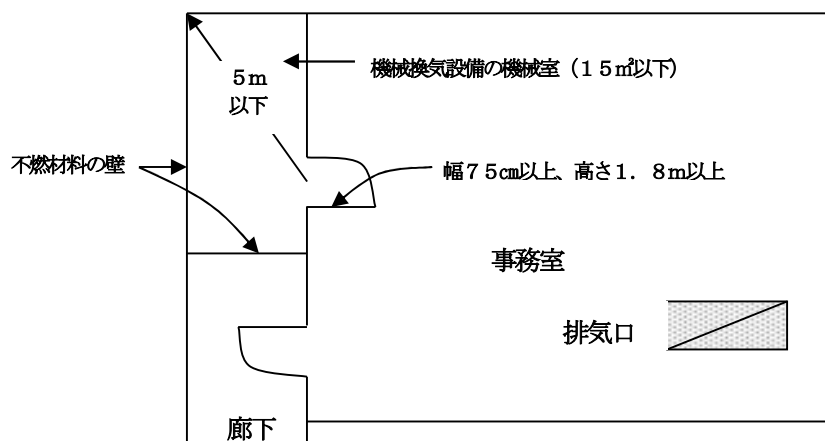
第5 特例基準

排煙設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1) から (4) まで）に適合するもの
- 2 耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸（規則第13条第1項第1号ハに適合するものに限る）を設けた部分で次に掲げるもの。ただし、(3) におけるエレベーターホールとエレベーターシャフトとの間に設ける防火戸は、「エレベーターの昇降路の戸並びに電動ダムウェーターの昇降路の戸について認める件」（昭和56年建設省告示第1111号）に適合するものでさしつかえない。
 - (1) 機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーター機械室、不燃性ガスのボンベ室又はガスガバナールーム等で、床面積が100平方メートル以下のもの

- (2) 倉庫又は階段室の前室で、床面積が50平方メートル（スプリンクラー設備が令第12条の規定に従い、又は当該規定の例により設置されているものにあつては100平方メートル）以下のもの
 - (3) 非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで床面積が50平方メートル以下のもの
 - (4) 第6章非常電源（第7の規定の例を含む）を付置した換気設備の設けられている変電室、発電機室又は蓄電池室
 - (5) 階段室又はエスカレーター室
- 3 耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸若しくはこれと同等以上のものを設けた冷蔵室、冷凍室又は金庫室等
- 4 不燃材料の壁、床及び扉で区画された床面積が50平方メートル以下の冷蔵室又は冷凍室で次に適合するもの
- (1) 収容物は、不燃性の物品又は生鮮食料品等出火の恐れが少ないものであること。
 - (2) 冷蔵室又は冷凍室の温度に異常が生じた時に、防災センター等に当該異常を表示し、かつ、警報を発する装置が設けてあること。
 - (3) (2) による移報用電気配線は、規則第12第1項第5号の規定の例により設けてあること。
- 5 床面積が15平方メートル以下である機械換気設備の機械室、変電設備室、分電盤室又は電話交換機盤室その他これらに類する室で、次に適合するもの（図5-1-1）

図5-1-1



- (1) 当該室は、排煙設備が設けられている室（床面積が当該室の床面積より大きい室に限る。）に隣接していること。
- (2) 隣接する排煙設備が設けられている室との間には、幅75センチメートル以上、高さ1.8メートル以上の出入口が設けられていること。

- (3) 隣接する排煙設備が設けられている室以外の部分とは、不燃材料の壁及び床で区画されていること。
- (4) 室内のいずれの部分からも、(2) の出入口までの水平距離が5メートル以下であること。
- 6 浴室、シャワー室、洗面所、便所、風除室、エレベーターの昇降路、リネンシュート又はパイプダクトその他これらに類する部分